



RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント&ファイナンシャルプランニング

2010年1月 第68号 By FP Compass

本年もよろしくお願
い
申し上げます



昨年は自民党から民主党への政権交代が行われ、政治的には大きな変化がもたらされましたが、経済状況は相変わらず厳しく、物価も下がるいわゆるデフレ傾向となり、一向に明るい兆しが見えてきません。

家計や企業においても、よりシビアな対策を講じる必要性が増してきました。

そこで私たちファイナンシャルプランナーやリスクコンサルタントとしての真価が問われる時代が到来したものと思います。

家計における保険料や住宅ローン負担の軽減方法や企業における経営改善のための情報提供が私たちの役目と、心新にいたしているところでございます。

皆様とともにこの厳しい経済状況を生き残ることができますよう、研鑽を積んでいきたいと存じます。今年も皆様のあたたかいご支援とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

◇人身事故の高額賠償判例続出

平成16年以降の判決事例集(別紙参照)を入手しましたので、同封いたしました。

20件全ての判例の認定総損害額を見て、その高額なことに驚きを隠せませんでした。

20番目の判例で2億9,966万円と高額で、19番目までは全て3億円以上となり、今や賠償額3億円時代に突入したといえます。

その特徴として、3段目の開業医の死亡事故以外は、全て「後遺障害」ということです。

しかも、比較的若い層で、収入の無い学生や若い社員が多く見受けられます。

この理由として、過去においては植物人間状態など重篤な後遺障害になったときには、その人の余命が短く算定されていました。

しかし、最近では上記の様な重篤な後遺障害状態でも、「生命表」で発表されている平均余命で算出する判例が一般的となり、特に医療費用や介護費用、家族の慰謝料などが、若い人ほど平均余命までの年数が長いために高額認定されるようになりました。

一般的に自動車保険の対人保険や対物保険に関しては保険金額(補償額)が「無制限」となっていますので、第三者に対する補償は万全となっています。

しかし、自分自身またはご家族の補償に向けた場合、私が見ている限りまだ十分な補償を構築しているとはいえません。

相手側が100%の過失があり、自動車保険で対人無制限に加入しているのであれば、十分な補償を得ることができます。

これが、自損など自分の過失が100%の場合や、相手がある事故でも自分の過失が大きく、かつ重い後遺障害事故の場合、補償が大きく不足する恐れがあります。

例えば、スーパーの駐車場から道路に出ようとしたときに、道路の右方向から進行した車両に追突され、下半身不随と両手に重い障害を受けたと仮定します。状況によって多少過失割合が変わりますが、基本的に自分の過失割合が80%、相手の過失割合が20%となるケースです。

自分の損害額総額が3億円とした場合、自分の過失部分は減額されますので、相手からの賠償金は6千万円しかもらえません。

自分の過失部分2億4千万円は自己負担となります。また、自損事故など相手のいない事故の場合、当然ですが誰からも賠償金は払ってもらえません。

その場合、どこから賠償金を手当てするかといえば、ご自身が加入している自動車保険の「人身傷害保険」で手当てすることになります。ただし、人身傷害保険の保険金額(補償額)を3千万円などと低めに設定した場合

設定金額までの補償しか得られませんので、補償額が不足する可能性があります。

特に若い年代がご家族にいるのであれば後遺障害による大きな損失が想定されますので、人身傷害保険もできれば「無制限」で考えることが必要です。

無制限にしても保険料は月あたりで数百円程度のご負担増で済みます。

家庭における最も大きなリスクの一つになる自動車事故による重い後遺障害を唯一カバーできる仕組みとなっています。

現在の生命保険や自動車保険の「搭乗者傷害保険」では保険金額が小さく、また、大きな補償を得ることは、引受の問題、保険料の問題で現実的には無理といえます。

ローコストで自動車事故からご家族全員を守れるといった優れた機能を持つ人身傷害保険の無制限補償が、これからの自動車保険の流れとなります。

◇新しい保険法の施行開始

商法の保険に関する規定は、明治32年(1899年)に定められ以降、明治44年(1911年)に一部改正があったものの、今日まで実質的な見直しが行われていませんでした。

今回の改正は、約100年ぶりの全面改正となります。

この保険法は、平成20年(2008年)6月6日に公布され、平成22年(2010年)4月1日から施行されます。

外形面の改正ポイントは大きく2点です。

1. 文章表現を現代語化(口語体)
2. 共済制度も対象

内容面の改正ポイントも大きく2点です。

1. 個々の規定見直し

保険法では商法において保険契約の保護が十分ではないと考えられている規定を中心に見直しが行われ、ルールを整備が図られています。

2. 「片面的強行規定」の明記

片面的強行規定とは、「その規定の内容よりも保険契約者等に不利な合意は無効になる規定」をいい、これにより保険契約者等の保護がより確実なものとなります。

ルールの主な変更点として

- * 告知義務から質問応答義務へ
- * 通知義務違反による契約解除のルール
- * 保険金の支払期限の明確化
- * 重大事由による契約の解除のルール
- * 重複保険の支払義務化
- * 請求権代位: 被保険者の債権優先
- * 保険金請求権等の時効が2年から3年へ
- * 先取特権: 被害者が優先的に受け取る
- * 被契が別の時は被保険者の同意が必要
- * 被保険者による解約解除が一部可能
- * 遺言による保険金受取人の変更可能
- * 介入権制度
- * 超過保険: 超過部分の取消ルール
- * 損害額の算定ルール
- * 保険価額の減少と保険料の減額
等多岐にわたっています。

保険法の施行開始に先立ちまして、1月1日より各保険会社にて、火災保険や傷害保険、自動車保険等の改定がなされました。

内容の詳細は個別または重要な部分を改めてご紹介いたします。

◇雪道安全ドライブのポイント

* 冬のドライブは、時間に余裕をもって

冬のドライブは焦りは禁物。出発はお早めに、余裕をもってお出かけ下さい。

* 雪道はゆっくりと、安全ドライブが肝心

雪道では車間距離を十分とって、スピードは控えめに。急ハンドル、急ブレーキなどの操作は行わないようにして下さい。

* 車に積もった雪は取り除いてから出発

車に積もった雪は、走行中にフロントガラスに落ちたり、後続の車にぶつかったりすると危険ですので、必ずドライブ前に取り除いてください。

* お出かけ前もお出かけ中も情報収集

冬の天候や道状況は変わりやすいので、ラジオやケータイなどで情報の確認をこまめにして下さい。

* 春先も要注意

春が近くなっても、天候が急変したり、峠道では凍結していることもあるので、気を抜かず冬の装備はできるだけそのまま。

ここで皆様お気づきと思いますが、前回のレターで「エコ安全ドライブのポイント」の方法を記載させていただきましたが、まさにその方法が雪道安全運転にもつながります。

エコ安全ドライブの効果検証するため、その通り運転してみたところ、自動車の表示する平均燃費計で約20%近く節約できました。

また、川西町から当社までの道のり約63kmを平均燃費15.8km/ℓと約4ℓ程度のガソリンで来ることができたこともありました。

交通の流れにしっかり乗っての結果です。

効果抜群ですので、皆様もお試しを。

◇西塚英樹が仲間に加わりました◇

三井住友海上火災にて1年間の研修を終え、12月1日より当社の正社員スタッフとして入社しました。

営業担当として契約更改や新規の契約を担うこととなります。

まだ、経験が浅いですが皆様のあたたかいご支援をよろしくお願い申し上げます。

◇岩崎洸・トリオ

ニューイヤーコンサート

ペアチケットプレゼント

来る1月23日(土)17:30開場・18:00開演「岩崎洸・トリオ:ニューイヤーコンサート」のペアチケットを先着10組様にプレゼント。

チェロ奏者は、マエストロ:岩崎洸氏。

世界的名器1727年製ストラディヴァリウスを奏でるチェロ演奏界の第一人者。

ヴァイオリン奏者は、あの「さだまさし」氏のご子息、佐田大陸氏。

若いが実力派ピアノ奏者、後上聡司氏。

場所は「天童市市民文化会館」となります。

ご希望の方は下記の連絡先まで「ニュースレター見たよ」と言ってお申し込み下さい。

1月4日以降に受付担当、多田まで。

◇保険無料相談会のご案内

生命保険・損害保険無料相談会を下記の通り開催しますので、ご希望の方は電話、Eメールまたはファックスにてご予約してください。住宅ローン相談もOKです。

日程:1月16日(土)・23日(土)・30日(土)

2月6日(土)・13日(土)・20日(土)

2月27日(土)・3月6日(土)

時間*10:00~ *13:00~

*15:00~ *17:00~

各90分程度の相談時間となります。

場 所:FPコンパス店舗内

受 付:多田、鈴木まで

◇年末・年始休業のご案内

平成21年12月30日(水)

~平成22年 1月 3日(日)まで

お休みとさせていただきます。

休日中の事故やトラブル等の緊急連絡先

(すべて24時間365日対応)

あいおい損害保険 0120-024-024

三井住友海上火災 0120-258-365

日本興亜損害保険 0120-258-110

セコム損害保険 0120-210-545

よろしくお願ひいたします。

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 大木隼人 西塚英樹 木村正照 阿部 信 工藤 進
大西忠兵衛 阿部 尊 高橋治子 佐藤豊彦 佐藤和一 浅見洋子 阿部浩和
深瀬幸子 多田恵子 土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp